

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年2月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500524号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500109号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年5月の賞与支払年月日を同年5月1日とし、標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

令和2年5月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年5月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年5月

請求期間にA社から賞与を支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、請求期間において同社から30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の賞与に係る明細書から、令和2年5月1日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る賞与の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500527号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500110号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年7月の賞与支払年月日を同年7月14日とし、標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成24年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細及びA社から提出された平成24年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から当該期間に16万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の源泉徴収簿により確認できる支給年月日から、平成24年7月14日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る賞与の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500384号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500021号

## 第1 結論

昭和58年4月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から平成2年3月まで

昭和58年4月頃に母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、店(自営)に集金に来ていた地域の自治会(婦人会)の人に母が支払っていた。

年金記録では、請求期間の国民年金保険料は未納と記録されているが、当該期間の国民年金保険料は納付していると思うので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、母が昭和58年4月頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、当該加入手続以降、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者に対する記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は未納とされているが、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の資格処理年月日が平成14年2月13日であることを踏まえると、当該資格処理時点まで、請求者は国民年金に未加入であったことから、請求者及び請求者の母は、請求期間当時、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母の保険料納付等に関する記憶は明確でない旨陳述している上、請求者が請求期間当時に居住していたA市と合併したB市は、請求期間当時に請求者又は請求者の母がA市において請求者の国民年金の加入手続を行ったか否かは不明である旨回答しており、請求者の当該期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500615号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500022号

## 第1 結論

昭和60年\*月から昭和61年10月までの請求期間、昭和62年1月の請求期間及び同年7月から平成元年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年\*月から昭和61年10月まで  
② 昭和62年1月  
③ 昭和62年7月から平成元年2月まで

高等学校卒業後に勤務していた事業所を退職した後にアルバイトをしていた期間等があり、認識不足により当該期間の国民年金保険料を納付していなかったところ、その何年か後に役所から約20万円を納付するよう督促する旨の書状が郵送されてきたので、慌てて、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付した。

しかし、年金記録では、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料は未納と記録されているので、調査の上、当該各期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、時期は不明であるものの、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料をまとめて納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、請求者の記号番号(\*)は、当該記号番号の前後の被保険者記録及び請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日(昭和60年\*月\*日)に係る処理年月日(平成6年7月12日)の記録から判断すると、A市において、平成6年6月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求者は、国民年金法の時効の規定により、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張どおりに請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の当該各期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。